## 第1章 はじめに

近年、都市部においては、地球温暖化による気温の上昇だけでなく、都市化に伴うヒートアイランド現象による気温の上昇が加わり、熱環境が悪化しています。その結果、寝苦しい夜の増加、熱中症による患者数の増加、夏季の冷房需要によるエネルギー消費の増大等、人の健康や生活環境への影響が顕著になっています。また冬季においては、都市部の高温化により発生する上昇気流が逆転層に遮られて生じる混合層(ダスト・ドーム)を形成することが指摘されているなど、ヒートアイランド現象は都市に特有の熱汚染による大気汚染とも言われています。

そのため、大阪府や大阪市をはじめ、都市部の地方公共団体においては、これまでも国の施策とも 連携しながら、ヒートアイランド対策に取り組んできたところです。

大阪府では、平成14年3月に策定した大阪21世紀の環境総合計画においてヒートアイランド対策への取組みを施策の柱として位置づけ、平成16年6月に「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」を策定し、庁内関係部局、府内市町村、環境省等と連携しながら、対策の推進を図ってきました。

大阪市においても、平成17年3月に「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」を策定し、本計画に基づき個々の施策を進めてきました。また、平成23年3月には本計画を改訂し、更に効果的に対策を推進してきたところです。

一方、国は、平成 16 年 3 月にヒートアイランド対策大綱を策定し、関係府省が連携しヒートアイランド対策を推進してきました。しかし、従来からの対策である地表面被覆や都市形態の改善、人工排熱やライフスタイルの改善は主に気温の低下を目的とした対策であるため、効果に時間がかかり、夏季における人の熱ストレスを軽減することができず、短期的に効果の現われる対策が求められました。そこで、従来の対策を推進しつつ、ヒートアイランド現象に起因する熱ストレスの増大などの影響の抑制に着目した対策を今後のヒートアイランド対策の新たな柱として位置づけ、平成 24 年 3 月に「ヒートアイランド対策マニュアル」がとりまとめられました。

また、国はヒートアイランド対策を一層強化するため、これまでの対策・調査研究などの実績、その他知見の集積及び関係府省における新たな施策の展開を踏まえ、ヒートアイランド対策を一層強化するため、平成16年3月に策定された「ヒートアイランド対策大綱」の見直しを行ない、平成25年7月に改定しました。

そのような中、大阪府と大阪市は、これまで以上に協力して、かつ効率的にヒートアイランド対策 を行なうために、最新の知見も踏まえ、今後のヒートアイランド対策の方向性等についての基本的な 方針を取りまとめました。